

令和5年11月21日  
北 秋 田 市

### 職員の懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

#### 【概要】

令和5年度分水田活用の直接支払交付金及び関連対策事業の「コメ新市場開拓等促進事業」で、加工用米低コスト生産の取組みに対する交付金に係る事務処理にあたって、農家及び農業法人等から68件の申請があったうち、職員の確認誤りにより46件が申請漏れとなったため、当該農家及び農業法人等への交付金、13,725千円が交付されないこととなったもの。

#### 【被処分者】

- ・ 産業部 主査級 30代 減給10分の1 1カ月
- ・ 産業部 部長級 50代 戒告 (監督責任)
- ・ 産業部 課長級 50代 戒告 (監督責任)
- ・ 産業部 係長級 50代 戒告 (監督責任)

#### 【処分日】

令和5年11月21日

#### 【市長コメント】

この度の不適正な事務処理により、農業者及び市民の皆さまには多大なご迷惑をおかけし深くお詫び申し上げます。

今後は、組織的な確認体制の徹底を図り、適正な事務処理の遂行に万全を期し、再発防止と市政の信頼回復に努めてまいります。